

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請について

Q どのような場合に、休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象となりますか？

A 以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない（※3）こと
 - ※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
 - ※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。
 - ※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

Q どこに申請すればよいですか？

A まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。

* 連絡先は表面をご参照ください

◎ 事業主の皆様へのお願い

- 休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
- 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをすることをもって**事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません**。
- 労働者が学校休業等のために**休んだこと、その休みを事業主として認めたこと**（いわゆる無断欠勤ではないこと）自体には争いがない場合は、**このことをもって**、休業支援金・給付金の申請に当たり「**休業させた**」とする取扱いとさせていただきますことをお願いするものです。

⇒ 都道府県労働局から上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、労働者の方が**休業支援金・給付金を申請するに当たって事業主記載欄の記入などにご協力をお願いします**。

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

● 小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナ 休暇支援 検索

● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

休業支援金

検索

小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関する職場のトラブルについて ～労働者の皆様へ～

小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関連して、解雇、雇止めなどの職場のトラブルなどがあれば、**総合労働相談コーナー**にご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和3年12月作成